

静岡県後期高齢者医療制度のお知らせ

静岡県後期高齢者医療制度保険料軽減措置の特例が見直されます

保険料均等割については、低所得者の負担軽減を図るため、被保険者および世帯主の所得の状況に応じて、軽減措置（7割軽減、5割軽減および2割軽減）が取られており、さらに、7割軽減に該当する被保険者については、特例として2割および1.5割を上乘せし、9割軽減及び8.5割軽減とされてきました。この度、世代間の公平の観点等から、次のとおり特例が見直されることとなりました。

▼保険料軽減措置の見直し

軽減判定所得基準額	平成30年度	令和元年度
33万円以下 (かつ、被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他の所得がない場合)	9割軽減 【4,000円】	8割軽減※ 【8,000円】
33万円以下	8.5割軽減 【6,000円】	8.5割軽減 【6,000円】

※介護保険料の軽減強化や令和元年10月から実施の年金生活者支援給付金の支給といった支援策の対象となります。

▼均等割保険料の軽減対象が拡大されます

均等割保険料の5割軽減・2割軽減について、低所得者層の負担軽減を図るため軽減対象が拡大となり、軽減判定所得基準額が引き上げられました。

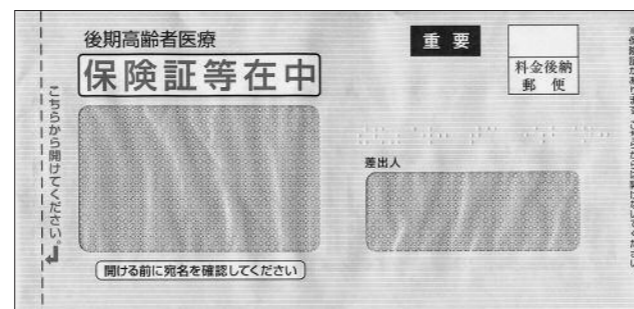
均等割保険料の軽減対象所得基準額（世帯主及びすべての被保険者の総所得金額等の合計）

区分	旧（平成30年度）	新（令和元年度～）
5割軽減	33万円+27.5万円×被保険者数	33万円+28万円×被保険者数
2割軽減	33万円+50万円×被保険者数	33万円+51万円×被保険者数

▼後期高齢者医療被保険者証が新しくなりました

8月1日から有効の被保険者証を、7月中旬に被保険者の方宛てにお送りしました。被保険者証の記載内容に誤りがないかご確認ください。

新しい被保険者証は「オレンジ色」です。今までの被保険者証「緑色」は、役場健康づくり課または熱川支所におよりの際に返還してください。



※黄色い封筒に入っています

国民健康保険税のお知らせ

国民健康保険制度は、病気やケガをした時に安心して医療が受けられるように、加入者が国民健康保険税を出し合い、お互いに助け合う制度です。

▼介護納付金税額の変更について

令和元年度から国民健康保険税の介護納付金課税額を変更することになりました。

	加入者全員		40～65歳未満の加入者
	基礎課税額（医療分）	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
所得割額	6.1%（変更なし）	2.4%（変更なし）	2.1%⇒1.9%
均等割額	20,000円（変更なし）	9,000円（変更なし）	10,000円⇒14,000円
平等割額	21,000円（変更なし）	9,000円（変更なし）	7,500円⇒0円
課税限度額	54万円 ⇒ 58万円	19万円（変更なし）	16万円（変更なし）

▼軽減判定総所得額の基準変更について

所得の少ない世帯は負担が軽減されます。前年の世帯の総所得金額が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます。令和元年度は、その一定基準を変更することになりました。

※未申告者が世帯にいますと軽減がかかりません。

世帯全員（世帯主+被保険者）の所得の合計金額	令和元年度軽減割合
33万円以下の場合	7割
33万円+（27.5万円 ⇒ 28万円×被保険者数）以下の場合	5割
33万円+（50万円 ⇒ 51万円×被保険者数）以下の場合	2割



▼70歳以上の方の自己負担限度額について

今年度の高額療養費や限度額認定証の基準額とされる自己負担限度額は下記の通りです。

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額（月額）

対象者	窓口負担割合	自己負担限度額（月額）	
		個人単位（外来のみ）	世帯単位（入院・外来）
課税所得690万円以上	3割	252,600円+（かかった医療費-842,000円）×1% 《4回目以降 140,100円》	57,600円 《4回目以降 44,400円》
課税所得380万円以上		167,400円+（かかった医療費-558,000円）×1% 《4回目以降 93,000円》	
課税所得145万円以上		80,100円+（かかった医療費-267,000円）×1% 《4回目以降 44,400円》	
課税所得145万円未満	2割	18,000円	24,600円
低所得者II		8,000円	
低所得者I		15,000円	

▼限度額適用認定証及び限度額適用・標準負担額減額認定証について

同じ月内の医療費が高額となる場合、限度額認定証を医療機関に提示することにより、保険適用部分の窓口での支払いは自己負担限度額までとなります。また、世帯主や被保険者が未申告の場合や国民健康保険税に未納がある場合は交付対象外となります。

【限度額適用認定証等申請に必要なもの】

◎国民健康保険被保険者証 ◎マイナンバーのわかるもの ◎判子